住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書) (案) について(案件概要)

1 事務の名称

No. 1 住民基本台帳に関する事務

前回の評価実施日

・全項目評価:令和6年11月18日(11月26日公表) ※軽微な修正については、都度修正及び公表を行っている。

2 実施をすることになった理由等

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)第28条に基づき、上記の事務に関する特定個人情報保護評価について、すでに実施しホームページで公表をしているところです。

この度、特定個人情報ファイルを取り扱う事務が一部変更となるため、番号法第28条及び「特定個人情報保護評価に関する規則」第11条、「特定個人情報保護評価指針」第6条第2項第2号に基づき、評価の再実施を行うものです。

3 主な変更内容

・窓口DXSaaS(書かない窓口システム)の導入に関する内容を追加